
QA76 検査結果と基準値の差がわずかであった場合、サンプルの不均一性や検出器の誤差はどのように考えればよいでしょうか

食品中の放射性物質の検査法において、測定結果が基準値の 75%～125%の範囲であった場合、測定結果のばらつきを考慮し、セシウム 134 とセシウム 137 それぞれの測定結果の標準偏差について、二乗平均平方根を求め、これが測定結果の 1/10 以下であることを満たす必要があります。

また、検出機器の校正については、「文部科学省編放射能測定シリーズ No.7 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」に記載の方法、あるいは国際的に認められた方法 に従うよう定められており、検出機器間の測定結果の信頼性は担保されています。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日